

高座清掃施設組合議会会議録

平成27年第3回臨時会

平成27年12月22日

高座清掃施設組合議会第3回臨時会会議録

平成27年12月22日（火）午前9時48分、高座清掃施設組合議会第3回臨時会を高座清掃施設組合第二清掃処理場会議室に召集した。

1 出席議員 15名

伊 田 雅 彦 君	加 藤 陽 子 君
安 藤 多 恵 子 君	小 野 た づ 子 君
上 田 博 之 君	森 下 賢 人 君
内 山 恵 子 君	倉 橋 正 美 君
橘 川 佳 彦 君	福 地 茂 君
青 柳 慎 君	佐々木 弘 君
佐 藤 弥 斗 君	志 野 誠 也 君
沖 永 明 久 君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程4 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等
の一部改正について

日程5 議案第9号 指定管理者の指定について
(高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター)

日程6 議案第10号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

4 説明のため出席した者 11名

組 合 長 内 野 優	専 任 参 事 芳 賀 順 一
副 組 合 長 笠 間 城 治 郎	参 事 兼 建 設 推 進 室 長 小 野 沢 直 仁
副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫	施 設 課 長 守 屋 昌 治
会 計 管 理 者 木 村 洋	総 務 課 長 補 佐 鈴 木 茂

事務局 長 清水 孝之 総務課建設推進室主幹 吉川 浩
次 長 志村 裕之

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長 二見 宏二 総務課技術員 菊地 康之
総務課主査 亀岡 幸治

6 傍聴者 3名

7 会議の状況 (午前9時48分開会)

◎議長（伊田雅彦君） ただ今の出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成27年第3回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会にあたり、組合長より招集の挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野優君） 議員の皆様におかれましては、各市の定例会終了後の年末の大変お忙しい中、平成27年第3回臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、新ごみ処理施設の建設につきましては、事業者による安全祈願祭が10月27日に実施され、施設の建設工事が本格的に始まりました。今後、計画に沿って事業を進めて参りたいと考えております。新しい施設につきましては、構成三市34万市民の廃棄物の処理及び憩いの場としての大変重要なことから、地元の皆様のご理解のもと事業が進められているものと思っております。

議員の各位におかれまして、どうか、ご理解をお願いするとともに、併せて施設更新にあたっての活発なご意見をお願い申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（伊田雅彦君） ありがとうございます。

組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。例月出納検査及び定期監査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田雅彦君) ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、加藤陽子議員、倉橋正美議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてを議題といたします。議席の指定につきましては、会議規則第3条第2項の規定により指定いたします。11番森下賢人議員、12番倉橋正美議員、13番福地茂議員、14番佐々木弘議員、15番志野誠也議員、以上でございます。

それでは、組合長より、本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第4 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の勧告に鑑み、所要の改正を行うためのものです。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第9号 指定管理者の指定について(高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター)でございます。

提案理由といたしましては、平成28年3月31日の指定期間満了に伴い、高座清掃施設組合屋内温水プール及び本郷老人福祉センターの指定管理者を指定したいものであります。詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

次に、日程第6 議案第10号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17億5,546万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億450万4,000円にするものでございます。

その他の詳細につきましては次長から説明いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

次に、日程第4 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先程組合長が申し上げたとおりでございます。

第1条は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正でございます。同条例第3条中、管理職特別勤務手当を管理職員特別勤務手当に字句訂正し、改めるものでございます。

次に第20条の2についても見出しを管理職員特別勤務手当に改め、同条中の管理職特別勤務手当を管理職員特別勤務手当に字句訂正し改めるものでございます。

次に一般職の勤勉手当の額を規定してございます、第22条第2項第1号中において、支給率を6月・12月それぞれ「100分の5」引き上げ、「100分の75」を「100分の80」に改め、再任用職員の勤勉手当を規定してございます同項第2号において、それぞれ「100分の2.5」引き上げ、「100分の35」を「100分の37.5」に改めるものでございます。

次に附則として平成27年12月に支給する勤勉手当の特例措置として、第10項を追加する改正は、平成27年12月に支給する勤勉手当について、一般職については、「100分の75」に年間引き上げ分の「100分の10」を加えた「100分の85」に。再任用職員については、「100分の35」に年間引き上げ分の「100分の5」を加えた「100分の40」とするものでございます。

次に第2条は、高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。第8条第2項中、管理職特別勤務手当を管理職員特別勤務手当に字句訂正し、改めるものでございます。第8条第2項におきまして、期

末手当の年間支給月数を人事院勧告に基づき「0.05月」引き上げ、年間「3.10月」から「3.15月」に改めたいことから、6月の支給割合について、「100分の155」を、「100分の157.5」に改めるものでございます。

また平成27年12月に支給する期末手当の特例措置として、平成27年12月に支給する支給割合については、「100分の160」とする項目をそこに追加いたしたいものでございます。本条例の附則でございますが、この条例は交付の日から施行し、平成27年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の引き上げの改正規定につきましては、平成27年12月1日から、適用したいものでございます。

また第2項及び3項では、改正前の条例に基づいて支払われた勤勉手当及び期末手当は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす規定を設けるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。上田博之議員。

◎議員（上田博之君） 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の改正についてご説明ありがとうございました。

第2条で任期付職員の期末手当が、「157.5」という形でどうしてこんなに高いのかなと思いましたが、調べましたところ勤勉手当がなく期末手当だけだということに理解いたしましたけれども、この任期付職員というのは、高座の場合どういう職種なのか、または現在何人いらっしゃるのかについての確認させていただきたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木茂君） ただ今の質問にお答えいたします。条例の題名のとおり一般職でございます。私どもと同じ常勤の一般職を対象にした任期付職員でございます。ただ今、高座にそのような職員がおるかという質問の答えについては、現在、在籍はございません。

以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 再質疑はありますか。他に質疑はございませんか。ないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田雅彦君) ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田雅彦君) 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田雅彦君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(伊田雅彦君) 挙手全員であります。よって議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第9号 指定管理者の指定について(高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター)を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(清水孝之君) それでは、議案第9号 指定管理者の指定について(高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター)についてご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得た上で、指定管理者を指定したいものでございます。

高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センターにつきましては、平成18年4月1日から指定管理者による管理を行ってまいりましたが、平成28年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。このため平成28年度以降も引き続き指定管理者制度の継続をするものでございます。

指定管理者の選定につきましては、平成27年9月から10月に公募を行いまして、1団体から応募がございました。選定にあたりましては、税理士・社会保険

労務士の外部委員2名、構成三市の所管部長を含む7名で選定委員を組織し、その団体から提出されました事業計画書・収支予算書等書類による一次審査とプレゼンテーション・ヒアリングによりまず二次審査を行いまして、指定管理者の候補者を決定いたしました。

この選定結果に基づいて、Fun Space・オーチャー運営企業体を高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センターの指定管理者として、指定したいものでございます。

内容でございますが、議案書の12ページをご覧くださいと思います。

管理を行っている公の施設の名称及び位置でございます。名称は、高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター。位置につきましては、屋内温水プールが海老名市本郷20番地の1。本郷老人福祉センターが、海老名市本郷295番地の5でございます。

次に指定管理者となる団体の名前でございますが、Fun Space・オーチャー運営企業体で、代表者がFun Space株式会社 代表取締役社長 鈴木茂。構成員が、株式会社オーチャー 代表取締役 椎原正尚でございます。

指定管理となる団体の住所でございますが、代表者であるFun Space株式会社が、東京都渋谷区代々木二丁目18番3号。構成員でございます株式会社オーチャーが、神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番20号でございます。

指定の期間でございますが、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

以上大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。佐々木弘議員。

◎議員（佐々木弘君） 何点か質問したいと思います。まず1点目プールのほうなのですが、自主事業がこれまで行われていたのではないかなと思いますし、今後の協定の上でも、自主事業やっていくことができるようになっていきますけれども、これまでどのような自主事業が、行われていたかということと、あと今後自主事業をやる場合は、どのようなことをやっていくという提案があったかどうか

か、指定があった場合はその中味も教えていただければ。その間その自主事業は増えているか、減っているか。あと参加者の年齢構成、大体どんな状況なのか。また、分かればですけど、利用者のどこから来ているのか、地元の人が多いのかそれか、結構幅広く来ているのか、その辺お願いしたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 佐々木議員のご質問にお答えさせていただきます。自主事業数利用人数等の推移ということで、ご質問かと思えます。まず自主事業の内容でございますが、成人向け・子供向けの各種水泳教室、またヨガ、エアロビクスを主なプログラムとするスタジオの中で行いますスタジオ教室でございます。

また、無料教室としましては、水泳のワンポイントレッスンやエクササイズ教室等に区分してやっております。

25年度と26年度の回数的なものを少し簡単にご説明させていただきますと、成人向けの水泳教室でございますと、延べ回数としましては、平成25年度が258回、26年度が413回。申込み人数でございますと、25年度が796人でございます。26年度が1,051人といった形で、回数・人数とも増加してございます。

また子供向け水泳教室でございますと、平成25年度は735回、26年度が873回。申込み人数でございますと、25年度が2,317人。26年度が2,725人と、やはりいずれも増加してございます。

またヨガやエアロビクス等のスタジオの中で行います教室でございますが、こちらのほうは、部屋が限られておりますので、25年度・26年度とも回数は218回・219回と、回数的にはあまり変化はございません。

また申込み人数につきましても313人、またこちらのほうでも472人と利用人数を増やして行っているような状況でございます。

また今後、新しいどのような教室があるかというご質問でございますが、こちらはかなり要望が多くございます。新しいものというよりも、現在あるものをもう少しなんとか回数を増やして、やってほしいというような一般市民からの要望がかなりございます。

またそれに合わせて、地域の教室も企画立案されているということ、今回指定管理者からの提案理由に出でございます。

また年代でございますが、年代的には、やはり多いのが50代以上。特に、60歳代の方が、3月24日に行いましたアンケートの結果でいきますと、約44%が60代の方。50歳代が8.4%といった形で、高齢者の方がやはり多いという形になってございます。

また住所別でいきますと、やはり一番多いのが綾瀬市で約3割、33%程。次に海老名市18%、あとは近隣に接しております藤沢市・寒川町といったところが、13~14%といった形で、ご利用をされているということでございます。

以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 再質疑ございませんか。佐々木弘議員。

◎議員（佐々木弘君） プールの事業の件で伺っていきたく思うのですけれども、プールは、やはり安全管理という事が、非常に重要になってくると思うのですけれども、これまで配置されていた職員が、正規・非正規がどれくらいの割合で、プールだけでいいのですけれども、なっているかというのと、あとそれらの職員が、プールの監視員の方、運営の専門技能があると思うのですね。

日赤の資格や講習を受けているだとか、そういった点なのですが、その辺のプールの安全管理、万全にこれまでやってきたし、今後もその点心配ないと言えるのだろうか、お願いしたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） プールの監視員の正規、アルバイト・臨時職員ということですが、人数的には申し訳ございませんが、いま持ち合わせの資料がございませんので、お答えすることがなかなか出来ないのですが、約半数が正規の職員で残りの半数がアルバイトの職員ということで、私のほうは聞いてございます。

また、安全管理面でございますが、やはり専門業者の部分を正規の職員、免許をもっている人間がおりますので、そちらのほうについては、一般の学校プール等の部分と比べますと、きちんとした管理体制がとられていると考えております。

以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 再質疑はございますか。佐々木弘議員。

◎議員（佐々木弘君） 安全管理の点なのですけれど、指定管理者ということ

になります。このよくプールの事故等が起こって、時に起こりますけれども、そこら辺の管理体制というのですかね、指定管理が現場でもしっかりやるし、責任体制もとっているか、ある意味、組合はもう指定管理の責任ですよということになってしまうのか、それかそこら辺をしっかりチェックするこういった立場に立つのか、その辺は体制と考え方どうなっているのでしょうか。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 月1回指定管理とモニタリングを行い、その月の状況報告等を得ながら、問題点等をよく話し合いながら、改正すべき点は、こちらのほうからどしどし申し上げまして、安全体制を諮るようにはしてございます。

以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 以上で佐々木弘議員の質疑を終わります。上田博之議員。

◎議員（上田博之君） すいません、引き続きお願い致します。

それでは、この指定管理者が、利用者の満足度調査等も行っているのではないかと思いますけれども、その結果等についてご報告いただけたらと思います。

あと、指定管理が今回、一社からの応募ということなのですけれども、調べましたら前回も一社だけなのですね。今回3回目の指定管理ということですが、なぜ一社だけなのかということについての分析をここで明らかにしていただきたいと思います。

あともう一点、いただいた指定管理の選定結果の報告書の中に、今後の方針としてプールだけでなく本郷のセンターの企画も考えていきたいというような主旨が書かれているかと思いますけれども、これがどのようなイベントを考えられているのかについて、教えていただきたいと思います。

以上、三点よろしく申し上げます。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木茂君） ただ今の顧客満足度調査の結果について、ご回答させていただきます。指定管理者が平成27年3月に実施しました顧客満足度調査によりますと、100点満点中、平均73.6点となり前回の調査と比較すると1.6点の上昇と高い結果となり、前回の調査から改善進歩が認められております。

また、本郷老人センターのイベント・企画はどのようなものがあるかというご質問に対しましては、複数世代、多世代の交流機会の開催を設けたいことがございます。また、高齢者を対象にした転倒予防・運動機能改善を目的とした教室等を設けていきたいということがございました。

最後に、なぜ一社かというご質問に対しましては、平成18年度から私どもと同様に指定管理者制度そのものが始まってございます。ということは、海老名市におかれましても、同様の時期から始まってございますので、更新時期が重なってございます。私どもと同じような業種が、当然同じ時期に指定管理の募集をされるわけでもございまして、そのような業種体そのものを持っている企業、神奈川県をはじめとしてそんなに多くないということもあろうかと思えます。そのようなことから前回、今回と一社という結果になってございます。これに対しましては、もう少し改善を諮っていきたいというのは、当然考えてございます。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 再質疑ございませんか。上田博之議員。

◎議員（上田博之議員） ありがとうございます。最初の満足度調査についてですけれども、色々な調査のやり方によって点数は色々作れるとは思いますが、その中で今回それなりの満足度が出ているということは、評価させていただきましても、なかなか難しいとは思いますが、高座のプールに来たけれどもその後来なくなった人の声というのが、本当は一番大事なのですよ。そういった声を集める工夫というか初めて参加した人が帰る時に、感想書いていけるような仕組みも今後考えて頂けたらと思いますので、ご検討下さい。よろしく願いいたします。

それから本郷のセンターの企画については、色々今後考えて頂けるということでありがたく思っておりますが、稼働率が90%位と聞いていますので、そうした中でどうやって企画を入れていくのか工夫の為所だと思います。色々な工夫をされて実現させていただきますようよろしくお願いします。

最後の応募が一社の件では、海老名市を含めて指定管理者制度の導入により、応募する企業が重なってしまうというか、更新時期が重なるというご説明でした。そうしますと、今後もこれは続いてしまう可能性が十分にあるわけで、ここも工夫の為所だと思うのですが、指定管理の時期を1回5年だったのを3年

くらいでやってみて、時期をずらすとかそういったことを今後考えていかないといつまでたっても、この状態が続くのではないかと思いますので、抜根的な変換的な思考もお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 以上で上田博之議員の質疑を終わります。

他に質疑はございませんか。志野誠也議員。

◎議員（志野誠也君） すいません一点だけお伺いしたいのですが、今回、高座施設組合屋内温水プールなのですが、温水プールの目の前が川になっていて、去年だったと思うのですが、その部分の川の氾濫によって、温水プールの停めている駐車スペースにある車というのが、動かなくなるといったようなことがあったと思います。そういった意味では、今回指定管理者の方々が、お客様がここに来られた時に、そういった方々に対しての対応といったことも含めて、緊急時の対応プールの中だけではなく、外に対してもどうなっているのかお聞かせいただければと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（志村裕之君） それでは、屋内温水プール緊急時の対応ということで、ご説明をさせていただきます。

今議員さんご指摘がありましたように、屋内温水プールの目の前の目久尻川増水速度が速いことから、過去にも氾濫等がしたことがございます。

目久尻川増水の対応といたしましては、利用者の安全を確保するために、緊急時対応マニュアルこういったものを作成しております。このマニュアルに沿って、対応を行うよう高座の方からも指示をしているところでございます。このマニュアルでは、まずは洪水時あるいは台風時、こういった時には特に注意して、目視あるいはカメラ等で状況を把握するとこれを第一にしております。

また、緊急時に利用者の安全を最優先とすることとしております。その後、避難の指示・誘導、駐車場の設置物の撤去、ゲートの開閉、こういったものを行うという形でマニュアルを整備してございます。

また、そういったところに当然管理者であります高座清掃施設組合への連絡あるいは状況報告あるいはそういったものを連携して行うということもそのマニュアルの方には明記してございまして、またその中で緊急時の連絡網こういったものも記載してございます。

また今後の事につきましては、指定管理者の方は、このマニュアルに沿った形で遵守して整備を行っていくということですが、それ以外にも避難訓練等も今後は、積極的に行っていきたいというような提案は、ございます。

以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 再質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君） 挙手全員であります。よって議案第9号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）は、原案のとおり可決されました。

◎議長（伊田雅彦君） 次に日程第6 議案第10号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（志村裕之君） それでは、議案第10号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。別冊の補正予算書こちらをご覧くださいと存じます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。説明ですが、第1表 歳入歳出予

算補正の歳入でございますが、各款の補正額で、説明をさせていただきます。

1款 分担金及び負担金は、4億8,478万3,000円の減。3款 国庫支出金は、6億2,001万9,000円の減。4款 県支出金は、4,826万1,000円の減。7款 組合債は、6億240万円の減。歳入合計は、17億5,546万3,000円の減額でございます。

続きまして2ページの歳出でございますが、これも歳入と同様、各款の補正額で説明をさせていただきます。1款 議会費は6万2,000円の増。2款 総務費は、2,088万円の増。4款 衛生費は、17億7,098万1,000円の減。7款 公債費は、20万1,000円の減。8款 予備費は、522万3,000円の減。歳出合計は、17億5,546万3,000円の減額でございます。

4ページをお開き頂きたいと存じます。第2表 地方債補正 1 変更でございます。ごみ処理施設建設工事につきましては、対象事業費の減額に伴いまして、地方債の限度額7億7,620万円を6億240万円減額し、1億7,380万円と致したいものでございます。

5ページから7ページは、歳入歳出予算補正の事項別明細書でございますが、1の総括は省略させていただきたいと存じます。

8,9ページをお開きいただきたいと存じます。2 歳入でございますが、各款の補正につきましては、すべてこちらの歳入は、ごみ処理施設建設工事費の確定に伴いまして、減額するものでございます。1款 分担金及び負担金 1項 分担金 1目 分担金は、建設費分担金を4億8,478万3,000円減額するものでございます。内訳でございますけれども、各市それぞれ減額が変わります。綾瀬市が、1億3,804万7,000円の減。海老名市が、1億7,539万1,000円の減。座間市が1億7,134万5,000円の減となっております。

続きまして、3款 国庫支出金 1項 国庫補助金 3目 交付金は、循環型社会形成推進交付金を6億2,001万9,000円減額するものでございます。

4款 県支出金 1項 県補助金 1目 衛生費県補助金は、清掃費補助金を4,826万1,000円減額するものでございます。

7款 組合債 1項 組合債 1目 衛生債は、一般廃棄物処理事業債を6億240万円に減額するものでございます。

10,11ページをお開きいただきたいと存じます。3の歳出でございます。1款 議会費 1項 議会費 1目 組合議会費6万2,000円の増は、定例会の開催時

間が当初見込みより増えたため、速記事務委託料を増額するものでございます。

続きまして、12、13ページでございます。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費2,088万の増は、人事異動や人事院勧告等に伴う給与及び各種手当の増減、被用者年金制度の一元化に伴う標準報酬制の導入等による共済費の増でございます。

14,15ページでございます。4款 衛生費 1項 清掃費 1目 清掃総務費、1,572万円の減は、こちらも先程同様人事異動や人事院勧告に伴う給与及び各種手当の増減。被用者年金制度の一元化に伴う標準報酬制の導入等による共済費の増でございます。

次の4目 ごみ処理施設建設費は、17億5,526万1,000円の減額でございます。内容でございますが、12節 役務費は、特別高圧送電線引込に伴う接続詳細調査委託料が確定したため、減額するものでございます。次の13節 委託料は、工事施工監理業務の委託料が確定したため、減額するものでございます。15節 工事請負費は、ごみ処理施設建設工事費が確定したため、減額するものでございます。19節 負担金、補助及び交付金は、特別高圧送電線引込が不用となったため、鉄塔設置負担金を減額するものでございます。

16,17ページでございます。7款 公債費 1項 公債費 1目 元金の増は、平成26年度借入分の利率が、確定したため、償還残金の増額をするものでございます。次の2目 利子 36万2,000円の減は、平成26年度借入分の利率が確定したため、償還利子を減額するものでございます。

18,19ページでございます。8款 予備費 1項 予備費 1目 予備費は、522万3,000円減額するものでございます。補正予算書の20ページから22ページまでは、補正予算給与費明細書。23ページから31ページまでは、分担金の分賦内容となっておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。加藤陽子議員。

◎議員（加藤陽子議員） 15ページのごみ処理施設建設工事に関連して、3点程お伺いします。

焼却炉が決定して、**高圧鉄塔**建設がないということで、8億9,119万6,000円は掛からなくなったということですが、勉強会の時に合わせてお聞きしました運営費というのが、126億4,000万ほどになったとお聞きしました。

2014年度、昨年度予算の時に、その明細を当然お聞きして来たので、その時債務負担行為として、額が出ていたと思うのですが、245億7,648万円程とお聞きしていましたから、その事でいえば120億円ほど少なくなったなと思うわけですが、年に換算しますと、当初の2年前の時が、12億2,882万円ほどが今回は、6億5,000万**円**ほどになったとお聞きしました。

それで何うのですが、予算時に債務負担行為として示された額というのは、倍近いわけですがけれども、当初は焼却炉の型式が、熔融炉になるかもしれないし、さらにはちょっと多めにという見積りかと思えますけれども、熔融炉が、ストーカ炉になったことによって、どういう**作業**とか人員の面で、それだけ半分ぐらいになったのか、内容について伺いたいというのが、1点目です。

2点目が、現在の流動床炉というのは、職員の方が運転されているということですがけれども、細かいことは無理だとしても按分をされて現在の職員による体制での運営費というのを大体どれくらい**か**、年でお聞きしたいと思います。

最後ですが、今回の新しい焼却炉になって、いままでどおりプール等への送電の電気を使うということの残りの電気量、発電によってできる電気量が、売電される。売電は、**事業者**のものになっていくとお聞きしていますが、大体どれくらいになるのかおおよそのところをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それではまず初めに1点目のストーカ炉に決定してどのようなところが当初予算と比べてというお話しですが、初めに少しご説明させていただきますが、当組合では、先程加藤議員も言われていましたとおり、炉の決定にあたっては、シャフト炉・流動床炉・ストーカ炉といった3方式の炉で、私どもは選択方式を考えておりました。

当初予算編成時におきましては、まだストーカ炉といった形で決定していませんでしたので、3方式の炉の建設費及び維持管理費の最大金額の部分を見込んだ予算ということで債務負担させていただいたところでございます。

また、炉の選定にあたっては、発注方式の中で、価格のみを重視する一般競争入札ではなくて、経済性に配慮した技術的な要素も含めた、総合的に優れた内容の契約をするという総合評価一般競争入札で実施をさせていただきまして、総合点で評価が一番高かった三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社グループのストーカ炉が決定されたということで、結果的にストーカ炉が他の炉に比べて金額が安かったという部分でございます。

その差が当然今回の減額になったかと思いますが、またどの部分がということですので、三菱のストーカ炉につきましては、現在設計中といった形でございますが、造成工事、焼却施設、粗大ごみ処理施設の項目について比較しますと、焼却施設建設部分で安価であったというところでございます。

また続きまして、現在の炉の運転費用はどのくらいかということでございますが、26年度の決算におきますと、約20億円が運転費用として掛かっております。内訳ということですので、施設課職員等の人件費が、約28.5%。約4億7,000万になろうかと思いますが、また、修繕費が全体の44%占めてございます、約8億強ですね。そして燃料や薬品代こちらの方が全体の5%ほど。1億円ぐらいになろうかと思いますが、それに焼却灰の資源化の費用、こちらの方が26.5%ほどですか、5億3,000万ほどになろうかと思いますが、それに機器の点検整備や測定分析業務等が、全体の1%、2,000万円程で約20億円という形になってございます。

それと新ごみ処理施設の売電収入でございますが、どのくらい見込んでいるかということでございますが、事業者の提案によりますと、年間総発電量2,800万kw。そのうちの35%程が、自己消費量に使用されるということで、残りの65%、約1,800万kwになろうかと思いますが、こちらの方が売電量となつて、およそ2億円になろうかと思いますが、以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 再質疑はございませんか。加藤陽子議員。

◎議員（加藤陽子議員） ありがとうございます。1点目のところは、ご説明があったのは、施設を造る建設や設備の面等感じたのですけれども、運営に関することでの差というのは、熔融炉と焼却炉の差の作業内容や人力等のところをちょっとお聞きしたのですけれども、もう1度伺ってもよろしいでしょうか、お願いいたします。

それと現在の焼却流動床炉で掛かっている費用が20億円ということで、炉の形

は流動床炉とストーカ炉とは違いますけれども、それが年間6億円の運営費となるということで、売電がさらに先程の話で2億円入るということで、お聞きした方向的に感じますと、今度事業者に委託してお願いすることで、ストーカ炉が約8億円の運営で、事業者に委託することで、少し大分費用が掛からなくても運転が同じように安全的にできるということと捉えていいのかどうかをもう一度お願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 参事。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 運転管理費につきましては、当初予算では3処理方式ということで、税込245億7,620万円を予定しておりました。

これにつきましては、想定ですので、当該組合が使っている薬品とか、業者の提案内容を見越したもので、予算を組みまして、前回も説明したのですが、低空気比燃焼と申しまして、吹き込む空気を少なくして付随する排ガス量も少なくなり煤塵処理も少ないというような処理方式ですので、契約上は税込139億400万円となりました。この内容につきましては先程も話がありました売電収入、あと飛灰や焼却灰を他県へ排出する提案となっておりますので、この部分は構成市から搬入されるごみの量によって、変動されるものなので、この部分につきましては、計画量どおり搬入されるとおおよそ税抜きで97億円程度が、減額されていくというのが内容となっており、人件費とかについては、同じ焼却炉内で一括で管理しますので、職員数もSPC、特別目的会社の方が少ないので、安価になっております。

以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 新ごみ処理施設の運営費用のことで6億9,000万円程の内訳ということなのですが、人件費等が機器点検整備費でいいますと、約50%、3億4,000万ほどでございます。それに変動費ということで焼却灰の資源化費用、薬品、燃料の部分については、約44%。それに補修費が約34.8%、2億4,000万円程で、当然これでいきますと100%少しオーバーしてしまいますが、その部分で売電収入の2億円を相殺しますと、実質焼却灰の維持管理の部分について、1億1,000万円ほどに減りますので、15.9%で約6億9,000万円になろうかと思っております。

以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 再質疑はありませんか。以上で加藤陽子議員の質疑を終わります。他に質疑ございませんか。佐々木弘議員。

◎議員（佐々木弘君） 同じく15ページの特別高圧送電線のかかわることで指摘したいと思います。

8億6,000万ほど減額になりまして、先程もありましたように鉄塔設置負担金が不用になったということなのですが、この不用になった経緯、その辺の説明をお願いしたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） いまの質問にご回答いたします。

15ページでございます12節 役務費 接続詳細調査料というのがございますが、新ごみ処理施設について、電力会社の高圧や特別高圧電線路へ検討が必要なため、技術検討を依頼したもので、この結果が平成27年10月に東京電力より回答がございまして、通常の電柱より引き込む高圧受電が可能となりましたので、19節の負担金の特別高圧で引き込む鉄塔設置負担金は、全額必要がないということで減額させていただきました。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 佐々木弘議員。

◎議員（佐々木弘君） いまの説明でしたけれども、イメージ的に言うと、一般的な普通の電線から電気を引っ張ってくればよくなったという理解をしているところなのですが、そういった方式での電源の供給を受けるということで、特に災害時の緊急時にこういった時も安定的に着実にこの施設が電力供給を受けることは、問題なくできるこういった理解でよろしいのかどうか、お願いしたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） これにつきましては、私どもの新ごみ処理施設につきましては、非常用発電機というものを設置しまして、東京電力等の電力会社からの供給が遮断されても、燃料となるごみがあれば、発電できる仕組みになっておりまして、その非常用発電機より余熱利用施設の温水プールとか当該施設の電気は賄うことは、できるようになっております。

以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎議員（沖永明久君） すいません。先程の加藤議員の質疑に対する答弁についてちょっと確認を含めてお聞きをしたいと思います。

先程、今後の運転管理費が年間あたりにすると6億9,000万円という話で、現状との比較で現状で20億という話があったのですが、20億の具体的な内訳をお聞きしていますと、大きなところで人件費・修繕費それから燃料費・焼却灰の再資源化、最終処分ですよね。この費用が含まれているということで計算をされていたのですが、同じように今回の場合は、溶融炉ではありませんから、焼却灰の最終処分が必要となってくるかと思えます。

私の理解ではこの6億9,000万円の中には、最終処分に関する費用は、含まれていないので、含まれているのかそれとも含まれていないのか。その辺の確認をしたい。おそらく含まれていないのではないかと思いますし、そこをちょっと確認したいです。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木茂君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。変動費と局長が申しあげました中に、焼却灰の資源化が含まれてございます。その変動費と先程加藤議員のご質問にありました売電費用の中から、その費用を相殺するというかっこうをとっておりますので、変動費そのものは、掛かってございます。しかしながら、売電費用で相殺することによって、多額の経費にならないように、調整をすることになってございますので、現状の資源化を31年以降も継続するということで間違いはございません。

以上です。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。上田博之議員。

◎議員（上田博之君） 私も同じく15ページのところで、お伺いしたいと思いますけれども、1つはこの工事費が確定したことによる減額というところなのですけれども、今回8億9,200万程度減額されているわけですが、これは初年度の工事費が確定したためであると、事前の説明で確認しているのですけれども、その時に組合側の言葉では、減額された分は翌年以降に寄せられると私はお聞きしたのですけれども、その理解が間違っているのかどうか、ここで再確認させていただきたいと思えます。その時に総額は変わらないという言葉もいただいてお

りますので、その点の確認です。

それから電線のほうですけれども、東電の調査によって高圧鉄塔がいらなくなったということは、本当に喜ばしいことだと思います。それで高圧鉄塔だと60,000Vの電圧の中で、今回家庭用といいますか町中に走る電線であれば高圧度は、6,000V。私がネットで調べたところで6,600Vと書いてありましたが、ということですが、ただ、そこでちょっと確認したいのが、今回高座に引き込む線は、太い線を使うという言葉も聞いておりますので、太くなくても6,000Vなのかの再確認です。

それから今回高圧鉄塔がなくなりますけれども、高圧連系で、引き込むというお話しですので、高圧連系での工事負担金等が、来年度以降発生すると思いますけれども、その辺の見通しについて、確認させていただきたいのでよろしくお願いします。

◎議長（伊田雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） まず一点目については、たしかに議員さんが言われるとおり、平成27年度工事出来高予定額が確定したため必要経費を除いた8億9,119万6,000円を減額するものです。

二点目につきましても太線化とか機械の設置というのは、周辺住民に影響がないように、電圧の安定化をするためのものがございます。これにつきましては、来年度の予算で計上したいと思っております。おおよそ5,000万程度のものでございます。

以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 上田博之議員。

◎議員（上田博之君） 先程お聞きした点で、今回減額されたわけですが、ごみ処理施設建設工事の件ですが、これ減額されたわけですが、これは初年度が確定したという事は、確認出来たわけなのですが、それによって今回減額された金額そのものではないかもしれないですが、この減額されたものが基本的に工事完了までの間には翌年以降の工事年度のどこかで上乗せされるというのは少し表現おかしいかもしれないですが、入ってくるという理解でいいのかどうかということを確認しているので、その辺が違いかいとか答えて頂けたらと思います。

それから電線の方は太くなくても6,000Vは変わらないという理解でいいと確認をいたしました。わかりました。ありがとうございます。

◎議長（伊田雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 金額の総額は、175億6,080万円税込です。今年度の予算は、去年作成したもので、その時地盤改良の工法や数量とかそういうものが、私どもは業者の参考見積図書からはじいたので、若干造成工事プラス基礎工事等も含めて今年度計上しておきました。それにつきましては、造成は契約して若干減額されているのですが、今年度予算計上の造成分が、2カ年ございますので来年度に持ち越して、計上される予定でございます。

以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 上田博之議員。

◎議員（上田博之君） だいたい理解できました。基本的には175億という総額は変わらないということは、当然のことですけれど、この減額された分は、今の話ですと翌年の工事の方に入るということで理解いたしました。

ありがとうございます。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はございませんか。志野誠也議員。

◎議員（志野誠也君） 一点だけご確認をさせていただきたいことがございます。14、15ページの中の職員手当等のことなのですが、職員手当ずっと減額出来ているのですが、時間外勤務手当の所だけ増額という事になっています。先程の条例の所で、賞与の部分が増額されたりというのがあって、そこの部分で上がるのならまだわかるのですけれど、時間外勤務手当の部分だけ増額とそれについて教えていただければと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（志村裕之君） 清掃総務費の時間外勤務手当だけが増えているということですが理由についてご質問いただきました。

この理由ですけれど、ごみ処理施設以外にし尿処理施設というのを高座では、平成26年度から新施設で処理をしております。施設の稼働から26・27この2年間にしましては、瑕疵担保期間ということで、事業者による運営、維持管理が行われています。しかしこのし尿処理施設は、高座清掃施設組合が設置する施設でありまして、事業者による瑕疵担保期間中に施設の不具合が生じていないか、

事業者による管理が適切に行われているか、こういったものを職員がモニタリングという事で、業務を行っております。

このし尿処理施設ですけれども、通常以外に土曜日にあるいは5時以降も処理を行うことがございます。モニタリングということは、そういった時間にも対応しなければいけないということで職員は出勤をしております。当初は、それを見込んでおりませんでしたので、そういった部分の時間外等は、増えてございます。

その他、この年末もありますけれども、ごみ処理の収集、年末は30日まで行われる、あるいは今年度におきましては土曜、日曜、祝日にごみ収集を行って、それに伴うごみ処理もございました。こういったことによって、時間外勤務等の増えたのが理由でございます。

以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑がないようですので、これで質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君） 挙手全員です。よって議案第10号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

本日提案された議事については、全て終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。

議員の皆様には、大変ご苦労さまでした。

(午前10時53分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成27年12月22日

高座清掃施設組合議会議長 伊 田 雅 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 加 藤 陽 子

高座清掃施設組合議会署名議員 倉 橋 正 美